

官民の個人情報保護制度の見直しに係る動向を踏まえた今後の方向性について

- 本検討会は、平成 29 年度に開催した「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」の検討結果や「規制改革実施計画」(平成 30 年6月 15 日閣議決定)の内容を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報に関して検討を行い、作成組織の認定基準、加工基準や安全管理措置等の規律、地方公共団体からの情報の提供等、地方の非識別加工情報を効率的に作成する仕組みに関し法制上の措置を講じることとした場合に想定される論点について、中間的なとりまとめ等を行ってきたものである。
- 作成組織の仕組みは、全国統一の加工基準等により非識別加工情報が作成・提供されるため、地方のデータ利活用の推進に資することが期待されるものであり、また、各地方公共団体の個人情報保護条例の見直しにより非識別加工情報の仕組みを導入する場合と比較すると、データを利活用する民間事業者が各地方公共団体に対して非識別加工情報の提案を行う必要等がなくなることから、データ利活用事業者が簡便にデータの提供を受けることを可能とするものである。
- また、現時点において、作成組織の仕組みに関しては、非識別加工情報のニーズが十分に見込めるとはいい難いことや、地方公共団体とのデータ受渡し等にどの程度の調整コストを要するか等、様々な不確定要素があるため、事業採算性を明確に評価することは難しい状況にある等とされ、引き続き検討を継続することが望ましいとされたところである。
- 今般、個人情報保護委員会において、個人情報保護法に係るいわゆる3年ごと見直しにより、個人情報と匿名加工情報の中間的な規律としての「仮名化」の検討等¹を含め、データ利活用に関する施策の在り方についても検討が進められているところである。
- また、制度見直しの検討過程において、行政機関、独立行政法人、地方公共団体、民

¹ 「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱 (骨子)」(令和元年 11 月 29 日個人情報保護委員会)によると、「他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報」を導入する。仮名化情報については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、仮名化情報に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求)への対応義務や、取扱いに関する制限を一部緩和する。」とされている。

間事業者等の法律等の統合を求める意見等、官民を通じた個人情報の取扱いに関する論点が外部から多く指摘されている状況を踏まえ、地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体等の協力を得つつ、実務的な意見交換を行う懇談会が設置されたところである。

- さらに、国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討の在り方についても、検討に取り組む必要性について議論があるところである。²
- このように、現在、個人情報保護制度については、官民を通じ制度全般に係る検討が予定されており、地方公共団体の個人情報保護制度についても、その制度の在り方全般について検討が開始されたことを踏まえれば、当検討会においてこれまで検討を進めてきた地方の非識別加工情報の効率的な作成・提供の仕組みである作成組織の取扱いについては、こうした検討の動向において、データ利活用の推進策の観点から、検討・整理されることが適切と考えられる。
- 当検討会としては、中間とりまとめ及び事業採算性等 WG の検討結果は、地方の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みに関し、一つの在り方を示すことができたものであり、極めて意義のある検討結果であると認識しており、本検討結果が今後の個人情報保護制度の在り方検討に資することを期待するものである。

² 「国・独立行政法人等の個人情報保護制度に係る検討の在り方について」（令和元年 11 月 15 日 個人情報保護委員会）参照